

大分県報

平成二十八年
号外（九五）
七月四日

（月曜日）

目次

条 例

大分県税条例等の一部改正……………	一
大分県特別措置条例の一部改正……………	一四
大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに大分県知事の選挙におけるピラの作成の公営に関する条例の一部改正……………	一四
旅館業法施行条例の一部改正……………	一四
大分県病院事業に係る料金条例の一部改正……………	一五
大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正……………	一五

○条 例

大分県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十八年七月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県条例第二十六号
大分県税条例等の一部を改正する条例
（大分県税条例の一部改正）

第一条 大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「証紙徴収の方法により徴収する」を「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第五百五十条第一項の規定により課する」に改め、同条第二項中「証紙徴収の方法により徴収する」を「法第五百五十条第一項の規定により課する」に改め、同条第三項中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

平成二十八年七月四日

大分県報号外（条例）

第十五条第二項中「自動車税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第四十五条第二項中「申告書又は修正申告書に証紙代金収納計器による当該自動車取得税額に相当する金額の表示を受けてしななければならない」を「当該自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付しなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、知事は、規則で定めるところにより、申告書又は修正申告書に納税済印を押さなければならない。

第四十五条第三項及び第四項を削る。

第五十七条第二項中「第一項」を「前項」に、「証紙徴収の」を「自動車税額に相当する現金を納付させる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、知事は、規則で定めるところにより、次条の規定により納税者が道路運送車両法第七条の規定による登録の申請をした際提出する申告書に、納税済印を押さなければならない。

第五十七条第三項を次のように改める。

3 前項後段の申告書の提出がなかつたことにより、自動車税を同項前段に規定する方法により徴収することができない場合においては、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

第五十七条第四項から第六項までを削る。

第二条 大分県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条の十二」を「第四十九条」に、

「第七節 自動車取得税（第三十九条―第四十九条）」

第七節の二 軽油引取税（第五十条―第五十一条の二十九）

第八節 自動車税（第五十二条―第六十条）

（第五十条―第五十一条の二十九）

第五十二条―第六十条の十九）

第三条第一号中 「自動車取得税」を「軽油引取税」に改める。

軽油引取税」

第四条の二第一項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に、「第五百五十条第一項」を「第七百七十七条の十第一項」に、「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同条第二項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に、「第五百五十条第一項」を「第七百七十七条の十第一項」に、「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

第十三条第一項中「第七百七十七条第一項」を「第七百七十七条第一項」に改める。

第十五条第二項中「自動車取得税及び」を削る。

第三十二条中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第二章第七節の節名を削る。

第三十九条から第四十九条までを次のように改める。

第三十九条から第四十九条まで 削除

第五十一条の二十九中「第四百四十四条の四十七第五項」を「第四百四十四条の四十七第六項」に、「第四百四十四条の四十八第四項」を「第四百四十四条の四十八第五項」に改める。

第二章第七節の二を同章第七節とする。

第五十二条及び第五十三条を次のように改める。

（自動車税に関する用語の意義）

第五十二条 自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 環境性能割 自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、自動車に対して課する自動車税をいう。

二 種別割 自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元の区分に応じ、自動車に対して課する自動車税をいう。

三 自動車 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（自動車に付加して一体となつて物として令第四十四条各号に掲げるものを含む。）のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。

四 エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。

五 基準エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率をいう。

（自動車税の納税義務者等）

第五十三条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて課し、当該自動車の所有者（法第四十六号第三項の規定により使用者に種別割を課する場合にあつては当該使用者とする。以下この項において同じ。）に当該自動車の所有者の住所所在地（当該住所が県外にある場合は、大分市）において種別割によつて課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として令第四十四条の二に規定するものを含まないものとする。

第五十三条の二から第五十三条の六までを削る。

第六十条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第六十条の十九とする。

第五十九条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「第五十二条第二項」を「第五十四条第一項」に改め、同条を第六十条の十二とし、同条の次に次の六条を加える。

（種別割の課税免除）

第六十条の十三 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第三号、第五号及び第六号の自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

一 商品であつて使用しない自動車

二 消防専用自動車及び救急専用自動車並びに医療法第三十一条の公的医療機関（日本赤十字社を除く。）の所有する救急自動車及び巡回診療の用に供する自動車

三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二条第三項に規定する私立学校又は道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条第一項の規定により公安委員会が指定した指定自動車教習所が所有する自動車のうち、専ら生徒の教育練習の用に供する自動車

四 公益財団法人結核予防会が所有するレントゲン車及び公益財団法人大分県地域保健支援センターが所有するガン検診車

五 社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人等で規則で定めるものが所有する自動車のうち、専ら当該法人等の本来の事業の用に供する自動車

六 公益財団法人大分県交通安全協会が所有する自動車のうち、専ら交通安全のために使用される自動車

2 前項ただし書の規定によつて、知事の承認を受けようとする者は、当該各号の自動車に該当することとなつた日から七日以内に、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

3 第一項第三号、第五号及び第六号に該当する自動車について、種別割の免除を受けた

者は、その事由が消滅した場合においては、消滅の日から七日以内に、その旨を知事に申告しなければならない。

(身体障害者等に係る種別割の減免)

第六十条の十四 知事は、身体障害者又は精神障害者が所有する自動車(身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者で自ら運転をしないものと生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者、当該精神障害者、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下この項において同じ。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認める自動車一台に限り、規則で定めるところにより、次項の申請書を提出した月以後の月に係る種別割を減免することができる。

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。

3 前項の場合において、減免を受けようとする者が、身体障害者等で、かつ、自ら運転しないもの又は身体障害者等と生計を一にするものであるときは、同項の申請書に併せて減免を必要とする理由を証する書類を提出しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定に該当する自動車について種別割の減免を受けた者について準用する。

(生活交通路線を運行する一般乗合用バスに対する種別割の減免)

第六十条の十五 知事は、生活交通路線維持のために知事が交付する生活交通路線維持費補助を受けて生活交通路線を運行する一般乗合旅客自動車運送業者が所有する一般乗合用バスで、当該補助に係る生活交通路線において運行の用に供されるもののうち、規則で定めるところにより知事が指定したものについては、種別割を減免することができる。

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

(公益のため直接専用する自動車に対する種別割の減免)

第六十条の十六 知事は、公益のため直接専用する自動車で、必要があると認めるものについては、当該納税者の申請により、種別割を減免することができる。

(中古自動車販売業者が商品として所有する自動車に対する種別割の減免)

第六十条の十七 知事は、古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第三条第一項の許可

を受けて自動車の販売を業とする者で、次の要件に該当するものが、四月一日現在において、商品として所有し、かつ、展示している自動車については、種別割の年額の十二分の三に相当する額を減免することができる。

一 種別割について滞納がないこと及び当該年度分に係る種別割について納期内に納付していること。

二 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者にあつてはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から、法において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けた者にあつてはその通告の旨を履行した日から、それぞれ三年を経過していること。

三 地方税の滞納処分を受けた者にあつては、当該滞納処分の日から二年を経過していること。

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

(通学用バスに対する種別割の減免)

第六十条の十八 知事は、学校教育法第一条に規定する学校を設置する者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に供する家用バスで、必要があると認めるものについては、当該自家用バスに係る種別割額から当該自家用バスの乗車定員の区分に応じ、それぞれ第六十条の六第一項第三号イ(1)に定める額を控除して得た額を減免することができる。

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

第五十八条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録若しくは移転登録」に、「第九条の二で定める」を「第九条の十七に規定する様式により、種別割の賦課徴収に關する申告書(以下この条において「申告書」という。)」に、「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録」に、「第九条の二に定める」を「第九条の十七に規定する様式により、」に改め、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に改め、「前二項」の下に「の規定」を加え、同条第四項中「第五十二条第二項」を「第五十四条第一

項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第六十条の十一とする。

第五十七条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第一百五十一条」を「第一百七十七条の十第一項」に、「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税額」を「種別割額」に、「次条」を「第六十条の十一」に改め、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第六十条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

（種別割の徴収の方法の特例）

第六十条の十 種別割の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請をし、併せて大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収する。

第五十六条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第六十条の八とする。

第五十五条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第六十条の七とする。

第五十四条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第三号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同号イ(1)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。以下この号及び第六十条の十五第一項において同じ。）」に改め、同号イ(2)中「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同条第二項中「あるもの」の下に「に対して課する種別割」を加え、「それぞれ」を「それぞれ」に改め、同条を第六十条の六とする。

第五十三条の次に次の十一條を加える。

（自動車税のみなす課税）

第五十四条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動

車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の令第四十四条の二に規定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する自動車に対する自動車税の非課税の範囲）

第五十五条 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税（第四号から第六号までに該当するものにあつては、種別割）を課さない。

- 一 救急自動車
- 二 巡回診療の用に供する自動車
- 三 血液事業の用に供する自動車
- 四 患者の輸送の用に供する自動車
- 五 救護資材の運搬の用に供する自動車
- 六 前各号に掲げる自動車に類する自動車で知事の認めるもの

（環境性能割の課税標準）

第五十六条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第九条の三の規定により算定した金額（第五十八条において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第五十七条 次に掲げる自動車（法第四十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則第九条の二第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第九条の二第五項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第九条の二第六項に規定するものをいう。）に該当するものを除く。以下この条において同じ。）
イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第一項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第八項に規定するもの（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

ロ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第三項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第四項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に規定する充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第五項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第十二項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第六項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第七項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が

三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二十六項に規定するもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第八項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第十八項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第九項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第四十九条第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を

乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十一項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十二項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十三項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十四項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十五項に規定するもの

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であるこ

	<p>(3) 第一項第一号イ 基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）</p>	<p>第四項に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値</p>
<p>二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十六項に規定するもの (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。 (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。 (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。 ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十七項に規定するもの (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。 (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。 3 法第四十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。 4 第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第九条の二第二十項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則第九条の二第二十一項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>と。 二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十六項に規定するもの (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。 (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。 (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。 ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十七項に規定するもの (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。 (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。 3 法第四十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。 4 第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第九条の二第二十項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則第九条の二第二十一項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
<p>2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第九条の五に規定する様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記</p>	<p>第一項第一号ロ 基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五</p> <p>第二項第一号イ 平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十</p> <p>第四項に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八</p>	<p>第四項に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十四</p> <p>環境性能割の徴収の方法 第五十八条 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。 （環境性能割の徴収の方法） 第五十九条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。 （環境性能割の申告納付等） 第六十条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第九条の五に規定する様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。 一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時 二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録（以下この条及び第六十条の十一において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時） 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時） 四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日</p>

載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 3 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付しなければならない。この場合において、知事は、規則で定めるところにより、第一項に規定する申告書又は法第六十一条第二項に規定する修正申告書に納税済印を押さなければならない。

- 4 環境性能割の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請をし、併せて大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年大分県条例第三号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前項の規定にかかわらず、当該納税者は当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する環境性能割を知事から得た納付情報により納付する方法により納付しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

- 第六十条の二 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により知事が定める。
- 3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定する納期限は、その発付の日から十日以内とする。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

- 第六十条の三 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

- 2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。

- 3 前項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、規則で定める申請書に譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保財産の設

定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転することを証するに足る書類を添付して、第六十条の規定により当該譲渡担保財産に係る自動車の取得の事実を申告する際に、併せてこれを知事に提出しなければならない。

- 4 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。

- 5 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

- 6 知事は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付しなければならない。

- 7 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充たす。

（自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等）

- 第六十条の四 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則第九条の七に規定するものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者の申請により、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除するものとする。

- 2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。

- 3 前条第七項の規定は、前項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。

（環境性能割の減免）

- 第六十条の五 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得者に対しては、規則で定めるところにより、環境性能割を減免することができる。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条の公的医療機関（日本赤十字社

を除く。)の救急自動車又は巡回診療の用に供する自動車

二 身体に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下「身体障害者」という。)
又は精神に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下「精神障害者」という。)
(以下「身体障害者等」という。)
(以下「精神障害者等」という。)
が年齢十八歳未満の身体障害者である場合又は自ら運転をしない精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が取得するものを含む。)であつて、当該身体障害者、当該精神障害者、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下この項において同じ。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもので、知事が必要と認めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、公益のため直接専用する自動車で、知事が必要と認めるもの
二 前項の規定による減免を申請する者は、第六十条第一項各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時又は日までに、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

3 第一項第二号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。

4 第一項第二号の規定により減免を受けようとする者が、身体障害者等で、かつ、自ら運転しないもの又は身体障害者等と生計を一にするものであるときは、第二項の申請書に併せて減免を必要とする理由を証する書類を提出しなければならない。

附則第七条の二の二中「附則第四条の五第一項」を「附則第四条の六第一項」に改める。

附則第十七条中「百分の四」を「百分の一・八」に改める。

附則第十八条第一項中「四分の〇・八」を「一・八分の〇・八」に改める。

附則第十九条の二を削り、附則第十九条の二の二を附則第十九条の二とする。

附則第二十二條から第二十二條の三までを次のように改める。
第二十二條から第二十二條の三まで 削除

附則第二十二條の三の二を削る。
附則第二十二條の六の三の次に次の三條を加える。

(法附則第十二條の二の十に規定する条例で定める路線)

第二十二條の六の四 法附則第十二條の二の十に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつていゝものとして条例で定めるもの

は、県の補助を受けてバスの運行を維持している路線のうち規則で定めるものとする。
(自動車税の環境性能割の税率の特例)
第二十二條の六の五 営業用の自動車に対する第五十七条第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)
並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項において準用する場合を含む。)	百分の一	百分の〇・五
第二項(第四項において準用する場合を含む。)	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第二十二條の六の六 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができ、設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第四条の十第一項に規定するものに限る。)
(で最初の第五十四條第三項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)
)を受けるものに対する第五十六條の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成三十一年三月三十一日までにに行われたときに限り、同条中「と」とあるのは、「と」という。)
から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三条第一項に規定する基本方針(次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。)
(平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八條第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)
(で施行規則附則第四条の十第二項に規定するものに適合するも

のであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第四条の十第三項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円(乗車定員三十人未満の附則第二十二條の六の六第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円)を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年まで導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第四条の十第四項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等(第三号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第四条の十第五項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の規定の適用については、当該乗用車の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年まで導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第四条の十第六項に規定するものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。)を備えるもの(施行規則附則第四条の十第七項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成三十一年三月三十一日(第三号に掲げるトラックにあつ

ては、平成三十年十月三十一日)までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量(第五十七条第一項第一号ロに規定する車両総重量をいう。以下この条及び次条において同じ。)が五トンを超え十二トン以下の乗用車(施行規則附則第四条の十第八項に規定するものに限る。)又はバス(施行規則附則第四条の十第九項に規定するものに限る。)(第六項第一号及び第二号において「バス等」という。)であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十第十項に規定するもの(以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)及び同法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十第十一項に規定するもの(以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック(施行規則附則第四条の十第十二項に規定するけん引自動車及びけん引自動車を除く。以下この項から第六項までにおいて同じ。)であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの(施行規則附則第四条の十第十三項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の規定の適用については、第一号に掲げるトラックにあつては当該トラックの取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第二号に掲げるトラックにあつては当該トラックの取得が平成二十九年四月一日から平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「と

いう。）」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第四条の十第十四項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成三十一年三月三十一日（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められ

た車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 前各項の規定は、第六十条第一項又は法第六十一条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第四条の十第十五項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第二十二條の七の前の見出し中「自動車税」の下に「種別割」を加え、同条第一項中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。次項第一号」に、「第五条第一項に規定するものをいう。以下この条」を「第九条の二第一項に規定するものをいう。次項第二号」に、「同条第二項に規定するものをいう。」、「施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。」に、「同条第三項に」を「同条第二項に」に、「同条第二項に規定するものをいう。」及び「を」同条第一項に規定するものをいう。）及び「に、」内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同条第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第五条第五項に規定するものをいう。次項第三号において同じ」を「第五十七條第一項第一号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第六十条の六第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に、「平成二十八年度分の自動車税に係る第五十四条第一項」を「当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同条第一項」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十六年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 第五十七條第一項第二号に規定する軽油自動車（次項第五号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十八年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第二十二條の七第一項の表第五十四條第一項第一号イの項中「第五十四條第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第五十四條第一項第一号ロの項中「第五十四條第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第五十四條第一項第二号イの項中「第五十四條第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第五十四條第一項第二

号口の項中「第五十四条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第五十四条第一項第二号ハ(1)の項中「第五十四条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第五十四条第一項第二号ハ(2)の項中「第五十四条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第五十四条第一項第三号イ(2)の項中「第五十四条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第五十四条第一項第三号ロの項中「第五十四条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第五十四条第一項第四号の項中「第五十四条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第五十四条第一項第五号イの項中「第五十四条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第五十四条第一項第五号ロの項中「第五十四条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第五十四号第一項第五号ハの項中「第五十四号第一項第五号ハ」を「第一項第五号ハ」に改め、同表第五十四号第二項第一号の項中「第五十四号第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第五十四号第二項第二号の項中「第五十四号第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同表第五十四号第一項を「第六十条の六第一項」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録」に、「にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年年度分の自動車税」を「には、平成二十九年年度分の自動車税の種別割」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第二号中「同法第四十条第三号に規定する」及び「(第四号及び第五号において「排出ガス保安基準」という。)」を削り、「第五条の二第一項」を「第九条の二第二項」に、「第五条の二第二項」を「第五条の二第一項」に改め、同項第三号から第五号までを次のように改める。

三 第五十七条第一項第一号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 第五十七条第一項第一号に規定するガソリン自動車（次項において「ガソリン自動車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が同号イ(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号イ(3)に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

五 軽油自動車のうち、第五十七条第一項第二号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

附則第二十二条の七第二項の表第五十四条第一項第一号イの項中「第五十四条第一項第一

一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第五十四条第一項第一号ロの項中「第五十四条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第五十四条第一項第二号イの項中「第五十四条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第五十四条第一項第二号ロの項中「第五十四条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第五十四号第一項第二号ハ(1)の項中「第五十四号第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第五十四号第一項第二号ハ(2)の項中「第五十四号第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第五十四号第一項第三号イ(1)の項中「第五十四号第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第五十四号第一項第三号ロの項中「第五十四号第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第五十四号第一項第三号ハの項中「第五十四号第一項第三号ハ」を「第一項第三号ハ」に改め、同表第五十四号第一項第四号の項中「第五十四号第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第五十四号第一項第五号イの項中「第五十四号第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第五十四号第一項第五号ロの項中「第五十四号第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第五十四号第一項第五号ハの項中「第五十四号第一項第五号ハ」を「第一項第五号ハ」に改め、同表第五十四号第二項第一号の項中「第五十四号第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第五十四号第二項第二号の項中「第五十四号第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同表第三項の表以外の部分を次のように改める。

3 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第五十七条第一項第一号ロ(3)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第六十条の六第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成二十九年年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十二条の七第三項の表第五十四条第一項第一号イの項中「第五十四条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第五十四条第一項第一号ロの項中「第五十四条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第五十四号第一項第二号イの項中「第五十四号第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第五十四号第一項第二号ロの項中「第五十四号第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第五十四号第一項第二号ハ(1)の項中「第五十四号第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改

め、同表第五十四条第一項第二号ハ(2)の項中「第五十四条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第五十四条第一項第三号イ(1)の項中「第五十四条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第五十四条第一項第三号イ(2)の項中「第五十四条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第五十四条第一項第三号ロの項中「第五十四条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第五十四条第一項第四号の項中「第五十四条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第五十四条第一項第五号イの項中「第五十四条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第五十四条第一項第五号ロの項中「第五十四条第一項第五号ロ」を「第一項第五号ロ」に改め、同表第五十四号第一項第五号ハの項中「第五十四号第一項第五号ハ」を「第一項第五号ハ」に改め、同表第五十四号第二項第一号の項中「第五十四号第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第五十四号第二項第二号の項中「第五十四号第二項第二号」を「第二項第二号」に改める。

附則第二十二号の八中「第五十三号の六第一項」を「第六十条の十八第一項」に、「第五十四号第一項第三号イ(1)」を「第六十条の六第一項第三号イ(1)」に改める。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の不均一課税並びに徴収の特例に関する条例の一部改正)

第三条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の不均一課税並びに徴収の特例に関する条例(昭和二十七年大分県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

題名中「自動車税」を「自動車税の種別割」に、「並びに」を「及び」に改める。

第一条中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

第二条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「特例法第二条第五項」を「同条第五項」に、「特例法第二条第六項」を「同条第六項」に改め、「対する自動車税」の下に「の種別割」を加え、「自動車税」を「種別割」に、「第五十四条」を「第六十条の六」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第三条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「第五十六条」を「第六十条の九」に改める。

第四条(見出しを含む)中「自動車税」を「種別割」に改める。

第五条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「まつ消された」を「抹消された」に改める。

第一号様式中「~~自動車税~~」を「~~自動車税の種別割~~」に改める。

(災害被害者に対する県税の減免等に関する条例の一部改正)

第四条 災害被害者に対する県税の減免等に関する条例(昭和三十八年大分県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同条中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同条第一号中「補てんされる」を「補填される」に改める。

第七条中「自動車税」を「自動車税の種別割」に、「第五十六条」を「第六十条の八」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定並びに附則第四項、第六項及び第十項の規定 平成二十八年十月一日

二 第二条中大分県条例第五十一条の二十九の改正規定 平成二十九年一月一日

三 第二条中大分県条例附則第七条の二の改正規定 平成三十年一月一日

(法人の県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定による改正後の大分県条例(以下「二十九年新条例」という。)の規定 中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

3 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第二条の規定による改正前の大分県条例附則第十九条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 第一条の規定による改正後の大分県条例(以下「二十八年新条例」という。)の規定 中自動車取得税に関する部分は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日(附則第六項において「第一号施行日」という。)以後に納付する自動車取得税について適用し、同日前に納付すべき自動車取得税については、なお従前の例による。

5 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

6 二十八年新条例の規定中自動車税に関する部分は、第一号施行日以後に納付すべき自動車

車税について適用し、同日前に納付する自動車税については、なお従前の例による。

7 二十九年新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

8 施行日が大气污染防治法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行日前である場合には、同日の前日までの間における二十九年新条例第五十七条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二条第十六項」とあるのは、「第二条第十四項」とする。

9 二十九年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成二十九年度以後の年度の自動車税の種別割について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の収納に関する条例の廃止）

10 証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の収納に関する条例（昭和四十七年大分県条例第九号）は、廃止する。

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十七号

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例

大分県税特別措置条例（昭和三十八年大分県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第三条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第三条の五第一項中「同条第四項第四号」を「同法第五条第四項第五号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県税特別措置条例第三条の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに大分県知事の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月四日

大分県条例第二十八号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに大分県知事の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに大分県知事の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成六年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ロ中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第九条第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同条第二号中「三十六万五千円と四円八十八銭」を「三十七万五千五百円と五円二銭」に改める。

第十三条第一号中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「三十万八千七百七十五円」を「三十一万五百円」に改め、同条第二号中「二十六円七十三銭」を「二十七円五十銭」に、「五十五万七千五百円」を「五十七万三千三十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成並びに大分県知事の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十九号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和三十二年大分県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。第六条第三項第一号に次のただし書を加える。

ただし、法第三条第一項の許可の申請に当たって宿泊者の数を十人未満とする場合に

は、この限りでない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十号

大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例

第一条 大分県病院事業に係る料金条例（平成十八年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の非紹介患者初診加算料の項を次のように改める。

非紹介患者 加算料			
医科初診	一件	五、〇〇〇円	1 緊急その他支払を求めないことについて正当な理由がある場合を除く。 2 消費税法別表第一第八号に規定する医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等に該当する場合（以下「助産に係る場合」という。）の非紹介患者加算料にあつては、上記料金の額に病院局長が定める率を乗じて得た額（十円未満の端数は、切り捨てる。）を減じる。
歯科初診	一件	三、〇〇〇円	
医科再診	一件	二、五〇〇円	
歯科再診	一件	一、五〇〇円	

第二条 大分県病院事業に係る料金条例の一部を次のように改正する。

別表の診療料の項中「別表第一第六号」を「別表第二第六号」に改め、同表の非紹介患者加算料の項中「別表第一第八号」を「別表第二第八号」に改める。

附則

この条例中第一条の規定は平成二十八年十月一日から、第二条の規定は平成三十三年四月一日から施行する。

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年七月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十一号

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、六〇五人」を「三、五五七人」に改め、同項第二号中「七、三六〇人」を「七、二〇五人」に改める。

附則

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。